

令和4年9月7日

# 産廃施設特別委員会会議録

西多摩郡檜原村議会事務局

# 産廃施設特別委員会会議録

開催年月日 令和4年9月7日(水)

開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後 1時07分

開催場所 檜原村役場議場

## 1. 出席議員

- 1番 森田 ちづよ 君
- 2番 清水 満 男 君
- 3番 峰岸 茂 君
- 4番 山 寄 源 重 君 (オブザーバー)
- 5番 松 村 哲 朗 君
- 6番 野 村 雅 巳 君
- 7番 清 水 兵 庫 君 (委員長)
- 8番 浜 中 由 造 君 (副委員長)
- 9番 中 村 賢 次 君

## 1. 欠席議員

な し

## 1. 議会事務局職員

議会事務局長 坂 本 政 人 君  
議事係長 吉 本 紀 幸 君

## 1. 出席説明員

な し

## 1. 参考人

比留間運送株式会社

代表取締役会長 比留間 久仁男 君

比留間運送株式会社

代表取締役社長 比留間 宏 明 君

比留間運送株式会社

鈴木 理 之 君

株式会社アクトリー

営業グループ 営業企画室 室長補佐 長 友 和 典 君

株式会社環境管理センター

プロジェクト推進部 部長 斉 藤 文 夫 君

松本設計ホールディングス株式会社  
代表取締役 松 本 照 夫 君  
松本設計ホールディングス株式会社  
阿 部 大 輔 君

1. 議 題

- 1) 廃棄物処理施設に対する疑問について
- 2) その他

午前10時00分 開会

○議会事務局長（坂本政人君） 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから産廃施設特別委員会を始めさせていただきます。

初めに、清水委員長より御挨拶申し上げます。

○委員長（清水兵庫君） おはようございます。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

また、議長の御出席をいただき、ありがとうございます。

本日の議題として1件を予定しておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、7月19日に続き、檜原村議会委員会条例第25条の2による参考人として、比留間運送株式会社代表取締役会長、比留間久仁男様をはじめ関係会社の皆様には御出席をいただいております。大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

この後、産廃処理施設に対する疑問について御質問をさせていただきたいと存じますので、お答えできる範囲で結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより産廃施設特別委員会を開会いたします。

○議会事務局長（坂本政人君） ありがとうございます。

ここで、山寄議長が出席しておりますので、御挨拶をいただきます。

○議長（山寄源重君） 改めまして、おはようございます。

本日は、廃棄物処理施設に対する疑問についての2回目の御質疑をいただくということになっております。委員の皆様には、よろしく願いいたします。

また、比留間運送株式会社の皆様には、出席の御依頼を申し上げたところ快くお引き受けいただきまして、ありがとうございました。

本委員会は、廃棄物処理施設について議会として判断し、住民の皆様に対して説明していくということを目的としております。今回は事業者の御出席をいただいておりますが、必要であれば村関係者、東京都の関係部署、職員などの意見を伺いながら、目的達成に向け審議をお願いしたいと思います。

限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議会事務局長（坂本政人君） ありがとうございます。

ここで、本日大変お忙しい中、参考人として御出席いただいております比留間運送株式会社及び関連会社の皆様の御紹介をさせていただきます。

比留間運送株式会社、代表取締役会長、比留間久仁男様。

比留間運送株式会社、代表取締役社長、比留間宏明様。

株式会社アクトリー、営業グループ営業企画室室長補佐、長友和典様。

株式会社環境管理センター、開発プロジェクト部部长、斉藤文夫様。

松本設計ホールディングス株式会社、代表取締役、松本照夫様。

同じく阿部様。

比留間運送株式会社、鈴木理之様。

以上でございます。

これよりの進行につきましては、委員長をお願いいたします。

○委員長（清水兵庫君） 以後につきましては、着座にて進行してまいります。

それでは、会議次第3の議題に入ります。1) 産廃処理施設に対する疑問についてを議題といたします。先日、委員の皆様より廃棄物処理施設に対する疑問を提出していただき、正副委員長で取りまとめ、資料1の各議員よりの質問事項、資料1-2の回答用紙を比留間運送株式会社様に送付しております。つきましては、資料1-2、回答用紙に沿って、私から1問ずつ質問をいたしますので、一問一答で比留間運送株式会社、比留間社長より御回答いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、比留間運送株式会社より参考資料といたしまして、第2回産廃施設特別委員会付議事件別質問事項一覧と、檜原村焼却炉事業収支計画書の2つの資料の提出がありましたので、お手元に御配付しておりますが、檜原村焼却炉事業収支計画書につきましては、会議終了後回収いたしますので、御協力をお願いいたします。

また、各委員において、回答に対して疑問点がありましたら、簡潔に質問をしていただきますようお願いいたします。

それでは、森田委員より質問をお願いいたします。森田委員。

○1番(森田ちづよ君) それでは、質問をさせていただきます。

7月19日の特別委員会の席上、比留間運送株式会社社長様より、現在審議中の審査会において許可が出なければ建設はやめますと、社長さんははっきりと発言されました。しかしながら、全て合法的に処理されていれば、東京都は許可を出さなければなりません。私は、許可が出た場合を想定して、1点質問をさせていただきました。

それでは、質問をいたします。7月19日開催の特別委員会の質問事項一覧の付議事件(3)の「3人里地区の事業活動等に対する地域貢献の考え方についてお聞かせ願いたい」の回答で、5つの地域貢献を目指すとして、第3番目に「地域活動への参加や交流を通じて、地域に開かれた企業を目指す」としました。地域活動への参加や交流とはどのようなことか、具体的に説明願いたい。

以上、1点でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(清水兵庫君) 御回答願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社(比留間宏明様) 回答します。

その前に、前回8月19日に特別委員会を開催するに当たり、前日の夕方に家族にコロナ患者が発生したことにより急な変更を余儀なくされてしまいまして、大変御迷惑をおかけしましたことをここにおわび申し上げます。

では、本日は私自ら事業者の言葉で説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、森田先生の質問に回答します。

地域で事業をさせていただきますので、地域住民の皆様と関われるお祭り、一斉清掃など、地域活動などに参加させていただきたいと思っております。

焼却炉は、ごみを焼却する一方で、熱源として利用できる可能性があります。熱エネルギーは温風や温水としての利活用が可能です。温風の利活用は、バイオチップ工場の木チップや檜原の木材の乾燥に利用できると思います。チップや木材は檜原の主要な産物であり、それらをより早く出荷を可能にできるのではないかと考えられます。

また、温水があれば、大きな水槽を造って水槽の温度を管理できます。アユやヤマメを養殖する、それを放流するというのも可能です。温水の利用は多くの可能性があり、村の住民や事業者の方と協業できることが楽しみでもあります。

近隣地域に温水をパイプで引くことにより、農作物の安定した栽培に貢献できるものと考えていま

す。新しい農作物の栽培にチャレンジすることも可能です。そうしたことで村の新しい産業と一緒に生み出せたらと思います。

また、焼却施設は見学可能としますので、村の特産物をお土産として施設内に置かせていただき、村の産業をバックアップしていきたいと思います。経済の活性化にも貢献していきたいと思います。

私どもとしましてはこのように考えていますが、これは地元の方々と一緒に考えないとできないことですので、東京都の許可が下りた際には、地域の方とお話しし、どのようなことに熱エネルギーが使えるのか、弊社が地域に貢献できるか一緒に考え、檜原村の活性化に共存共栄の一翼を担わせていただきたいと思います。

新しいことを興す。今は絵に描いた餅かもしれませんが、どうすれば実現できるのか、当然ここにおられる皆様も企画立案に参加いただき、弊社が先頭に立って新しい事業展開と一緒に考えたいです。

我々は廃棄物処理、リサイクルのプロです。皆様が不要になった廃棄物をどのようにリサイクルするか、どのような加工が可能で、どのような商品として世の中に還元できるかを追求している会社です。だから、新しい事業を創造することの手助けはできると考えております。

しかしながら、この地域では新参者です。皆様にこの地域のことを教えていただきながら、この地域に関わってまいりたいと思います。

以上です。

○1番（森田ちづよ君） 再質問はありません。懇切丁寧な説明をありがとうございました。

○委員長（清水兵庫君） 森田委員の質問は終わります。

ここで委員長を交代いたします。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 私、清水兵庫から質問をさせていただきます。

今回の事業を継続していく上での収支計画、時系列で5年、10年、20年、収支計画書の案を示していただきたい。これは事業計画のところに10年、20年、50年後の檜原村とありましたので、そのところで示していただきたいと思います。

○副委員長（浜中由造君） では、ただいまの質疑に対し、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。

別紙参照で事業収支計画書を皆様には提示させていただいています。申し訳ありませんが、第12期までの事業計画書を提出しました。第12期で焼却炉の返済を終える計画ですので、その計画を参照していただけたらと思います。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 事業収支計画書は頂きました。

続きまして、質問2より質問させていただきます。今回の総事業費はお幾らなのでしょうか。

2番目、その資金計画は自己資金なのでしょうか。

3番目、他人資本を予定しているのなら、借入額はどのくらいなのでしょうか。

4番目、借入先は都銀、地銀、信金などの普通の金融機関なのですか。

5番目、個人的な借入れを予定していますか。

6番目、返済計画はどのくらいを予定し、どんな方法を考えられているのでしょうか。

7番目、設備資金と運転資金の捻出、借入れなどについて、用途別の資金繰り、返済計画をどのようにお考えなのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対し、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 1番、本事業の総事業費は約35億円を予定しております。

2番と3番は同時で回答します。別紙の事業収支計画書を参照してください。自己資金は約10億円で、残りの25億円は銀行の借入れで計画しております。

4番、借入先は、地銀、信金を計画しております。

5番、個人的な借入れはいたしません。

6番、返済期間は12年を計画しております。別紙、事業収支計画書を参照してください。

7番も事業収支計画書を参照してください。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 質問2の再質問をいたします。

質問2と3の説明で、自己資金10億円について、比留間運送株式会社様がホームページで公開しています決算書の貸借対照表の流動資産22億500万の数字があり、ここに含まれているのかなというふうに推察いたしました。

借入金については25億円で、4の質問で地銀、信金を予定しているとのことですが、一般的にこの借入れに対してのかなりの担保物権が私は必要なのではないかなというふうに思っています。一般的に担保物権の査定については、時価評価で行くと、その掛け目は約57%程度と言われています。これは時価相場のところで何か事件が起きて競売が起きたときの落ちる額がこの辺であるということが根拠のようです。

借入額25億に仮に根抵当権をつけると、通常2割増しの設定になりますので、25億の2割増し、30億の担保価値がなくてはならないのだらうと思います。30億をこの57%で割ってみると、53億程度の時価相場のある担保物権が必要となると思います。

この後、東京都で許可が下りて、融資を受けられませんかという事はないはずだと思いますので、ここは難しいところなので質問としておきますので、お答えいただければいいですけれども、お答えできなければ、それはそれで結構です。

貸借対照表の固定資産として14億300万円がありますが、これは多分担保物権にはならないでしょう。貸借対照表の明細書がありませんので、こちらは想像するしかありません。そして、今回の檜原工場もさほど評価のできる物権とは私は思えません。これはかなりハードルが高そうですので、今回の案件で、ここはお答えいただきたいのですが、取引金融機関に打診なり相談をしましたかということなのです。融資の可否についてはお聞きませんが、打診か相談をしたかどうか、お聞かせください。

また、借入先をお聞きしたのは、収支計画書での支払利息が計上されております。金利3%ぐらいで計算されていると思いますが、今、一番金利の低い情勢ですが、仮に金利が1%上昇すると、年間2500万円の負担が増えます。これは利益を圧迫します。その辺のところをどう考えられているか。

6の収支計画書で返済計画を12年としているようですが、これは比留間さんの営業状況にも関わりますが、第1期の返済充当金としている純利益と減価償却の合計を返済可能額から年間返済に対してかなり厳しいような感じがいたしました。

質問2の中で金利上昇リスクについてお話ししましたが、また、3年ごとに保守設備費が増額計上されています。その他、機械設備等の修繕、入替えなどが発生すると、これは収支計画にはありませ

んが、これも資金繰りを厳しくする条件だと思っております。

返済計画12年についてですが、これをざっと見たところだと、これは余計なお世話かもしれませんが、融資返済計画を12年を15年ぐらいにしたら少し資金に余裕が出るのではないのでしょうか。この返済計画や収支計画作成について、これも金融機関に相談をなされたのでしょうか。融資の有無とは別です。

収支計画において、売上げの月のいわゆる損益分岐点というのですか、炉の営業運転はどのくらいを考えていますでしょうか、お教えてください。これは後に質問のところでもまたここに触れます。水のところでもう一回これはお聞きします。

質問3の4で決算書の提出をお願いしていましたが、ホームページで公開しているとのことでしたので、先ほども申し上げましたが、ホームページで確認しました。もうちょっと詳しく知りたかったのですが、明細がありませんので分かりませんでした。私ども議会は金融機関ではありませんが、貸借対照表の資産・負債関係、損益計算書の売上原価、販管費等を知りたいと思いますが、見せていただくわけにはいきませんか。

すみません、先のところもしゃべってましたので、まず質問2のところでお答えください。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対し、項目ごとに、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） では、答えられるところだけ答えます。

銀行にはもう既に相談はしています。銀行様が弊社を判断していただけていると思っておりますので、もう銀行には既に相談はしていますので、弊社は安心しております。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） ちょっと重なるかもしれませんが、質問の3番目として、今回の収支計画、資金計画を知りたい。

2番目、長期にわたって本事業を継続できるのか、安定した事業計画を立てているのかということです。

3番目として、比留間さんが経営者として事業を継続し、発展させていく覚悟と考えをお持ちでしたらお聞かせください。

先ほども申し上げましたが、御社の決算書3期分を見せていただけないのでしょうか。提出いただけないのでしょうか。収支、事業等の計画書を提出いただきたい。これは提出いただいているものもありますので、お答えください。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対し、5問、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

質問3の1、今回の収支、資金計画は、別紙、事業収支計画書を参照していただけたらと思います。

2番、長期にわたって事業を継続できるかという質問ですが、本事業計画では、短期、中期、長期でそれぞれ経営計画はしております。焼却炉開始後には、全従業員150名、売上げ35%アップを計画しております。

質問3番、経営者として覚悟と考えを明確に示していただきたいということですが、お答えします。

弊社は創業69年目であり、創業100年企業を目指しております。この西多摩エリアの地域密着の企業としても、今後も事業を行っていきます。特に事業所のある市町村、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、檜原村、入間市へ貢献し、その市町村でのごみに関する問題解決を住民の皆様及び自治体の皆様と行っていくことが弊社の存在意義であり、実践していく覚悟です。

現在、この西多摩エリアには、50トン・パー・デイ、要は1日50トン以上の処理能力の民間焼却炉



が一基もありません。よって、このエリアの焼却物は関東近郊のほかの県で焼却処理に頼っているのが実情です。弊社がこのエリアに焼却能力の高い焼却炉を建設することで、地元企業から排出される廃棄物を安定的かつ適正に多摩エリア内で処理することが可能になります。

弊社では、ごみを焼却するだけでなく、排出された廃棄物を時代に沿ったリサイクルをして、最小限の焼却になるように邁進しております。そのかいあり、現在、大手商社や上場企業とも取引させていただいております。

皆様が、また企業が、自営業者様が廃棄した廃棄物を弊社中間処理工場で高精度選別して、加工して、堆肥やリサイクル燃料に生まれ変わっています。弊社にはその力、処理能力、そしてノウハウがあります。

弊社の取組を1つ挙げますと、建設廃棄物の外壁材、俗に言う軽量発泡コンクリートです。持ってきたのですけれども、ヘーベルハウスさんのヘーベルです。こういう外壁材と食品残渣物及び学校給食の生ごみと、街路樹だとか公園だとかの剪定枝を混ぜまして、人工軽量土壌というのをつくっています。これは普通の肥料と違って重さが軽いので、東京駅の八重洲口を出たところにすぐ植栽がありますが、その土で使われたり、新国立競技場の上の部分の植栽の土で使われていたり、歌舞伎座の屋上緑化で使われていたり、東京ドームの庭園で使われていたり、いろいろな場所でこれは使われています。これがマテリアルリサイクルとして世の中に商品として出ています。

これは全量廃棄物由来の堆肥として大手ゼネコンが興味を持っていただき、いろいろな場所で資源循環の材料として利用していただいています。これは環境大臣賞やほかの賞もいただいております。

今後も引き続き、弊社はこれらの時代に合う資源循環に尽力してまいります。弊社にはその存在意義があり、この地域の資源循環にも貢献していく所存です。

こちらに示しましたが、これはペットボトルをフレックにしたものです。これがまたそのまま100円均一とかに並ぶような、ああいう廃プラスチックの原料になって、これは売却しています。こういうものにも生まれ変わります。ペレットにも。

赤瓦を破砕して、これがガーデニングのそういうところに置かれています。

先ほどの外壁材、ヘーベルのこれは弱アルカリ性なので、あと湿気を取るということで、いろいろなところでこのままでも売れるのです。

これが発泡スチロールです。溶かして、それが廃プラスチックのこういう製品に変わっています。

これが檜原村の弊社のチップ工場で作ったチップです。これとセメントと樹脂を混ぜて、遊歩道を造っているニチレキさんという会社と契約を結んで、もう今、既に施工されています。

こういうことを弊社はいろいろ考えて、皆様から出た廃棄物をどうすれば世の中にまた製品としてというか、リサイクルとして、資源循環で出てくるかを考えている企業でございます。

4番、御社の決算書を3期分提出していただけないでしょうかという点は、自社のホームページより引っ張れますので、それを見ていただきたいということです。

5番、収支事業計画書を提出していただきたいということですが、これは今回、別紙として資料として出させていただきます。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 先ほどとかぶってしまって申し訳ないのですけれども、質問3の4で決算書の提出、ホームページにあるということでしたが、ホームページの引き方が悪かったかどうか、決算書そのもの全てが載っているという考えでよろしいのでしょうか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

我々廃棄物業界で出すべき決算書の内容は網羅していますので、情報公開の優良事業と言われている企業の認定も弊社はいただいていますので、それに値する決算書として、その部分を出しております。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 再々質問いたします。

それがプリントアウトしていますこれだと思います。これだと、先ほどから話していますけれども、本当に優良企業というのは分かりますが、私たちにもそういうふうにして示していただけないかというお願いをしているのです。それはもうホームページから引っ張れということで、これしか私たちには分かりません。それはどうお答えになるか分かりませんが、今、それとるそこにあるものを説明されましたが、それは檜原工場、今回の焼却炉で生産できるものでしょうか。檜原工場とそれは別途の話ではないのですか。本社の話ではないのですか。私どもが今、聞いてみたいのは、檜原工場で行われるのかということを知りたいわけですから、そこから、その今、言われたものが生産できるのでしょうか。お答えください。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対し、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

檜原村にある工場は、今現在存在しています間伐材のチップ工場、あちらは木でチップをつくる工場ですので、このチップはできます。それ以外は焼却施設ですので、今こちらに示したのは清水先生の言うとおりの弊社の東京都武蔵村山市伊奈平工場及び入間のリサイクルプラント工場で作っております。

弊社の覚悟を聞かれましたので、弊社は皆様から出る廃棄物をいかに加工して、いかにリサイクルして、ただ焼却すればいいとか、ただ埋立てに持っていけばいいとか、そういうことを弊社は考えているわけではなく、どのようにして加工すれば皆様の役に立つかどうか、そういうことを考えている企業ですので、その覚悟として今、お示した次第でございます。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。どうぞ。

○7番（清水兵庫君） 質問にはないですけれども、檜原工場では生産しないということですよ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） はい。檜原工場で生産できるのは、先ほども言いましたように間伐材からできるチップです。そのチップは今、全国に出荷していますので、そういうチップはつくれます。

先ほども地域の関わりのあるところでも言いましたが、焼却施設ですから、温風や温水が熱利用としてできますので、その熱利用についてはいろいろな可能性があるというお話はさせていただきました。檜原村の工場で作れるのはその2つと考えております。

○7番（清水兵庫君） ちょっと聞いていることが違います。

今回の焼却場で生産ができるのか、チップ工場ができていますのはもう分かっています。そのところ、先ほど聞いたのは、そこを聞いたのです。ちょっと論点をすり替えないでください。覚悟は分かりました。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員、今のところをもうちょっと詳しく言っていただけますか。

○7番（清水兵庫君） 覚悟と私は聞きましたからチップ工場のことを言われたと思うのですが、今回の焼却炉で生産ができますか、できませんか、できませんよねという話です。そこをチップ工場と一

緒くたにしてこういう覚悟ですと言われても、今回の私どもの特別委員会はチップ工場の特別委員会ではございませんので、そのところは明確に、生産はできないのですよね、燃やすだけで、ということをお聞きしたいのです。

○副委員長（浜中由造君） お答えください。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） すみませんでした。

焼却施設に関しては、これらのものは生産できません。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 次の質問に入ります。

質問4として、計画書では1時間13トン、1日312トンの水を使用し、採取方法を雨水、井水、湧水、上水としていますが、本当にこれだけの水が必要なのでしょうか。同様の質問は野村委員、清水満男委員からも出ていましたが、私のほうで質問をさせていただきました。

2としまして、循環方式を取り入れられないのか、事業計画にある温水の利用方法との整合性は取れるのでしょうかということです。

3番目、循環方式を取り入れるならば、その水量はどのくらいで、どのくらいの期間で入れ替えられるのでしょうか。それは1時間13トン、1日312トン使用にどのような影響、節水等を与えるのかということです。

本事業で予定している水の採取比率、雨水、井水、湧水、上水についての比率をお教えてください。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの4点の質疑に対し、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） この1、2、3の御質問に関しては、株式会社アクトリーの長友様から説明してもらいます。

○副委員長（浜中由造君） では、長友さん、よろしくお願いします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 株式会社アクトリーの長友と申します。よろしくお願いします。

1番の質問に関しましては、御指摘のとおり1時間13トン、1日312トン、こちらの水が必要となります。こちらのほうは、すみません、資料はお出しはしておりませんが、東京都のほうに出していません設置許可申請書類、こちらのほうに添付をして、根拠資料をつけております。それらの数字が正しいかどうかというのは、東京都の専門家の方々がその数値を見て、計算が間違っていないとか、そういったことは確認をしていただけていると思っております。1番の回答は以上です。

引き続き2番、よろしいでしょうか。

2番に関しましては、焼却炉本体に水冷壁という部分がありまして、そちらのほうは水のほうを循環利用しております。ただし、循環利用という形ですけれども、焼却炉の壁に水を通して冷却をするという形なので、どうしても蒸発するということが起こります。ですので、循環利用はしておりますが、最終的には先ほどの1時間13トン、1日312トンの水を使うということは変わりはありません。

続いて3番目のほうです。循環利用を取り入れるならばということなのですが、今回の焼却システムに関しましては、1時間に13トンの水のほとんどが燃焼ガスの冷却に使われます。予冷機と減温塔という装置が焼却炉のほうにありまして、そちらのほうで直接燃焼ガスに水を噴霧して、燃焼ガスの温度を下げると。これは廃掃法のほうでそういう決まりがありますので、200度以下に減温するというので、そういったところで水を使いますので、それはもう煙突から水蒸気となって排出されてしまうという形です。

それ以外に、焼却をしますと燃えがらとばいじん、これが焼却炉から出てくるものなのですからけれども、こちらのほうも廃掃法の決まりの中で、飛散をしないことということで決まっていますので、そういったものが飛散しないように水分で加湿させて使用すると。燃えがら、ばいじんというのは、前回の説明でもありましたけれども、檜原の工場から別の場所へ運んで最終処分をするという形になりますので、その辺に関しましても循環利用はできないと。

一方で、燃えがらとかばいじんとかを保管する場所というのは清掃したりとかをしますので、そちらに関して使った水というのは灰冷却装置という装置がありますので、そちらのほうに戻して循環利用をしております。

一応こういった形で3番のほうの回答になりますけれども、よろしいでしょうか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 4番の回答をさせていただきます。

計画用水である雨水について、過去10年間の檜原村年間平均降水量を調査いたしております。場内雨水及び場外雨水を冷却水に取り入れる算定をしております。月間に必要な冷却水量をオーバーする月が5か月、それ以外の月は井戸水頼りとなります。水の採取比率は、雨水がおおむね30から100%、井戸水はおおむね0から80%、湧き水は20%弱、上水は焼却炉冷却水といたしましては原則0%を計画しております。

なお、施設の運用において冷却水の確保が一番の課題だと認識しております。よって、現地調査を段取りしております。井戸水の量の確定を行いたいと思っております。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 再質問を行います。

予定になかったのですが、質問1で専門家委員会には報告していると。これは檜原村議会に出しても分からないからということですか。随分失礼な話なのですからけれども。水のところで本当に必要ですかとお聞きしたら、専門家委員会のほうには提出していると。だからいいのだというふうに私には聞こえました。その考えだけ教えてください。

まだ質問は続きます。

次は質問4の4です。今、社長が答えられたところ。

1点目、過去10年の檜原村の年間降水量を調査し、取水する計画のようですが、先ほどの答えにもあったようですが、どのような方法で採水するのか教えてください。

2点目、水の採取比率を雨水30から100%、井水を0から80%、湧水を0から20%として、上水は焼却炉冷却水として原則0を計画しているとのことでした。この井水につきまして、既に調査は行ったのでしょうか。調査を行ったとしたら、どのような結果が出たのでしょうか。答えられたら、そこをぜひお答えいただきたい。

先ほどの収支計画において、売上高で水の確保について、1時間13トン、1日312トンの水が確保できない場合、水の量によって時間制限をして炉の稼働をするのでしょうか。日数の制限をして稼働する計画がありますか。水がないと私はできないのだらうと思いますが、その場合、ここでつくられている収支計画にどのような影響がありますか。

また、答弁でもありました冷却水の確保が一番の課題と認識しているとのことですが、先ほどもお話ししましたが、現地調査を段取り、井戸水の量を確定するとありましたが、確定できない場合、思ったより水が取れない場合、これはやってみないと分からないのでしょうかけれども、そういった場合が考えの中にあるかどうかお教えいただけますでしょうか。

以上、さきの専門家委員会のを含めて3点、お願いします。

○副委員長（浜中由造君） 再質問に対して、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） すみません、気分を害されたようであれば大変申し訳なく、おわび申し上げます。

資料というのは、設置許可申請の資料をベースに全て話を進めさせていただいております。住民説明のとき、住民さんへの説明をしたとき、あるいは設置許可申請のこの書類というのは、告示・縦覧もされておりましたので、基本的にこの話をベースに進めさせていただきました。

先ほどの水量を計算するための書類というのは、各メーカーによるノウハウもありますので、今回御提示しようか迷ったのですけれども、一応書類のほうにつけているので、個別での提出というのは控えさせていただきました。水というのは1時間13トン、1日312トンを使うという形のものとなっております。

以上です。

どのように場内雨水を採水するのかという質問でよろしいですか。

○7番（清水兵庫君） そうです。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 後の12ページのところで、浜中由造先生のところで一応回答しますが、今言ったほうがよろしいですか。

○7番（清水兵庫君） それでしたら、せっかく質問するので、そこは割愛して結構です。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 2点目、冷却水がない場合に関しまして、実際、冷却水がなければ焼却炉は稼働できませんので、冷却水、地下タンクで満タンの状態で始めますので、それも全部枯渇してしまう場合は、最悪のことを想定しますので、その場合は焼却をいたしません。水がたまるまでは焼却いたしません。その分、若干収支計画はずれてくるとは思いますが、一応そういう計画でおります。水がやはり命ですので、そのように考えております。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） 清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 再々質問いたします。

先ほどの専門家の話、気分を害したように受け取られましたが、この特別委員会という会をわざわざ開いているわけですよ。住民が聞きたいこと。迷ったのならば出してくださいよ、後で回収しても結構ですから。ここを軽視しないでください。この特別委員会を。それは申し入れておきます。知りたいからお聞きしているわけですから。

それと、再々質問ですが、水がなければということなのですが、稼働したり止めたりすると、そこでダイオキシンの発生が予定より多くなるのではないのですか。そういったところはどのようなのでしょうか。住民が一番聞きたいのは、東京都の基準内で今、申請していますけれども、村長の意見書にもありましたとおり、稼働するということはゼロではないのです。ダイオキシンが出るのは、東京都の基準の中だということですから、それを止めたり、もう一度再稼働したりするとき、どのような影響があるかということ、今度はここに疑問が出てくるわけです。今の話の中で、そこを教えてくださいませんか。

○副委員長（浜中由造君） では、再々質問に対して、長友様でよろしいでしょうか。お答えをよろしく願います。

○株式会社アクトリー（長友和典様） まず、1つ目の書類のほうです。根拠資料です。どういうふうにお渡ししているのか分からないのですけれども、お出しをする形で進めたいと思います。ただし、

ちょっとお約束していただきたいのは、各メーカーのいろいろなノウハウがありますので、広く見るのではなく、例えば今回出席されている委員さんたちの中で見ていただくとかという形で対処のほうはお願いしたいです。よろしいでしょうか。

○7番（清水兵庫君） ぜひそれは、この特別委員会ということを行っているわけですから、それを一般に公開ということとされると困るということですね。そこに各メーカーの秘密の部分があるのでしようから。でも、少なくともこの場で、こうこうこういう根拠でこの水が必要なのですと。1時間13トン、1日312トンです。それを繰り返されても、そこに真実性があるかどうか、私には分かりません。ですから、それはぜひお示してください。お願いします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 承知いたしました。そうしたら、また事務局の方と相談させていただいて、提出するように。

○7番（清水兵庫君） 事務局は相談するところであって、今、私は一委員ですけれども、ここを取り仕切っている委員長ですから、はっきりそこはさせてくださいよ。事務局とやって決まる話ではないので。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 語弊があつてすみません。提出はさせていただくのですけれども、どういう手順で提出させていただくかというのを相談させていただきたいということです。

○副委員長（浜中由造君） よろしいですか。

○7番（清水兵庫君） はい。

○副委員長（浜中由造君） 次の質問は。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 焼却炉の停止と運転ですね。こちらの繰り返しの話をさせていただいてもよろしいですか。

今回、焼却炉、水が不足すれば停止するという形で計画のほうは立てております。焼却炉の停止、あるいは立ち上げ、こちらのほうでダイオキシン等を御懸念されているかと思っておりますけれども、今回、最近の焼却施設なのですけれども、焼却炉を立ち上げるとき、焼却炉を立ち下げるとき、燃焼ガスというのは基本的に排ガス処理、いわゆるダイオキシン対策をして、その上で止めると。要するに、立ち下げであれば焼却炉の内部のごみを燃やし切ってから止めるという形で対応するような形になっています。ですので、先ほどもお話しいただきましたけれども、出ないとは言いませんけれども、極力出ないような形での対応という形で今回の施設は行う予定でございます。よろしいでしょうか。

○副委員長（浜中由造君） 次の質問はありますか。

○7番（清水兵庫君） 時間が長くなって、後の人もいるので、質問5です。

1として、水の確保について、檜原村、いわゆる行政に相談したことがありますかということです。

2番目として、汚染水は河川に放出しないとしています。その理由を技術的なことを含め分かりやすく説明願いたい。

3番目、煙突から排出されるダイオキシン類などが直接川や沢に降り注ぐなど、また、雨水などによって流れ込みます。これは基準内という話が出るのでしょうかけれども、水質検査を定期的に行い、その結果を住民に公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番目として、事前に秋川漁協と何らかの協議をし、説明などを行った事実がありますか。

以上をお願いいたします。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対し、4問、比留間社長、お答えをお願いいたします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） では、1番は私が答えまして、2番は長友さんをお願いいたします。3、4は私が答えますので、1番と3番と4番を先に答えます。

1番は、相談したことはありません。

3番、水の検査ですが、上流の水をファクター、要は基準値として測定して、下流側は年1回の水質検査を行います。検査結果につきましては、弊社のホームページより公表いたします。

4番、秋川漁協とは、何らかの協議、説明などを行った事実はありません。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） 2番を長友さん、よろしくお願いします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 2番の回答をいたします。

汚染水は河川に放流しないということなのですけれども、技術的な根拠です。汚染水を何と設定するかということにもよるのですけれども、私どもとしましては廃棄物、いわゆるごみと接触した水という形で定義をさせていただきますと、基本的には廃棄物と接する場所というのはごみピットであるのです。ですから、ごみピットから焼却施設のほうへごみを投入することになりますので、それは焼却炉内で燃焼されます。

焼却炉内で800度以上2秒滞留という状態をキープして処理される。その処理されたものに関しましては水蒸気となって煙突から排出するということになりますと、機械設備としては、放流ということ、放出するということはないということになります。

以上でよろしいでしょうか。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。清水兵庫委員。

○7番（清水兵庫君） 1点だけ再質問いたします。

3番目の件で、水質調査の件で、年1回というふうなお答えがありました。仮の話ですが、出来上がったときには年1回ではなくて、住民を納得させるだけの回数をやっていただくわけにはいきませんか。そういう考えはございませんか。その1点です。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対して、比留間社長、お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 実際に河川に本当に水は流さない、汚染水は流しませんという考えとか、そういう構造で造っていますので、一応年1回ということで弊社としては考えています。ただ、いろいろな御意見をいただけたら、それは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○7番（清水兵庫君） 再々質問。

河川には流さないということが比留間さんのところで言われていることなのですが、それを実質的に実証するのが水質検査ではないのでしょうか。ですから、そこら辺のところをぜひ重く受け止めていただきたいと思います。最後にその考えだけお教えてください。

○副委員長（浜中由造君） ただいまの質疑に対して、比留間社長、よろしいですか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

弊社も、あの場所に焼却施設を建設するということですので、この大自然だとか、河川も当然非常に気にかけていますし、重く受け止めております。ですので、そういう河川に放流しない構造にして設計していただいておりますので、決して軽視するわけではなくて、非常に重く受け止めています。なので、一応年1回の水質検査は弊社としてはやろうと決めますので、ただ、それ以上のことであれば、また御相談させていただけたらと思っております。

以上です。

○副委員長（浜中由造君） ありがとうございます。

これで清水兵庫委員の質疑は終わりますので、委員長を交代させていただきます。

○委員長（清水兵庫君） 委員長を交代いたしました。

暫時休憩いたします。

11時15分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時05分

開議 午前11時15分

○委員長（清水兵庫君） 会議を再開いたします。

続けて清水満男委員、質問をお願いいたします。

○2番（清水満男君） 清水でございます。

私は1点だけ質問させていただきます。

質問は、各設備、ばい煙等は毎日記録して、データ化するのか。また内部監査は年何回ぐらい実施して状況を確認する予定なのか、お教え願いたいと思います。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） ただいまの質問に答弁願います。

○株式会社アクトリー（長友和典様） アクトリーの長友ですけれども、回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 後半の記録に関して、内部監査とかは比留間さんのほうから回答いたしますけれども、その前の毎日の記録とかデータ化です。こちらの部分に関しましては、焼却設備、こちらのほうは先ほど来話をしました廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらのほうで、焼却設備では計測、記録して保管する項目というのがございます。まず、焼却炉の燃焼温度です。あと、ろ過式集じん装置の入り口温度、煙突排ガス中の一酸化炭素と酸素濃度、これらにつきましては法律で必ず記録しなさいというところで、今回もデータを保管するような形にしております。

以前は、これらのデータというのは実際にペンレコーダーという地震計みたいなチャート紙の上に書いていくタイプだったのですけれども、今は電子化が進みましましたので、それらはペーパーレスで、データとして、いわゆる測定器の中のメモリーの中に保管されるという形になっております。

一応、先ほど言いましたデータに関しましては、法律上、3年間の保管の義務があるという形になります。

それ以外に、焼却炉を運転するに当たって、制御に必要な数値というものがございます。例えばろ過式集じん装置の出口のばいじん濃度、煙突の部分に取り付けてあるセンサーで硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、これらの濃度というのは常時、焼却炉の運転に必要なのでモニタリングして、電子データとして保管をしております。

内部監査に関しましては、比留間さんのほうから今、回答をお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

内部監査はエコアクション21で実施が推奨されておりますので、ガイドラインや計画及び目標を設定し、年1回以上実施をいたします。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 清水委員、どうぞ。

○2番（清水満男君） 再質問をさせていただきます。

データ化するというのは今の説明で分かったのですが、機械にセッティングされているということですから、もう毎時間やっているということですか。朝、昼、晩とかそうではなくて、もう朝からず



っと一日中データが出てくると、そういう意味なのか、そこをお教えいただきたいと思います。

それと、内部監査というのは、大体100名以上の企業だと、エコアクション21だと年2回ぐらい普通やるのですけれども、その辺のところは1回以上ですから2回も入っていると思いますが、この内部監査の場合は、実際のデータの検証をしたり、あと現場に立ち会ってその辺のところの確認を取るのかどうか。そして、何か問題点があったときにどういう対処をするのか、この辺のところをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 回答をお願いします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 前段部分のデータの測定に関しまして回答させていただきます。

こちらのほう、今ほど言った法律でのものと制御で必要なもの、こちらに関しましてはリアルタイムで測定しております。ですから、ずっと継続してやっていると。何時間とかいつとかというのではなく、もうずっと継続して測定をしております。

それで回答のほうはよろしいですか。

○2番（清水満男君） 結構です。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。

今、先生が話されたように、エコアクションで内部監査2回以上がいいのではないかと。それも含めまして弊社で検討しまして、当然現場にも立ち会いますし、現場の整理整頓、清掃だとか、そういうものも含めて、あとは事業効率だとか、労災にならないだとか、いろいろなことを組み込んで計画していきたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 清水委員、どうぞ。

○2番（清水満男君） ありがとうございました。データ化については承知いたしました。

あとは有害物質やCO2排出量が規定以上のオーバーになったときの解決策としてはどんなことをやるのか、お教えいただければと思っています。

○委員長（清水兵庫君） 回答をお願いします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） いろいろな事象によりきりで対処方法が異なるのですけれども、まず、今回、比留間様で設定されています管理の基準、この数字より若干低いところで基本的には超えそうになったら警報を出して、対処してもらおうというような形のシステムになっていますので、なるべく超えないようにという形です。

あと、この辺の話は、先ほど私、リアルタイムで測定しているということをお話ししましたがけれども、基本的にはリアルタイムで瞬間的に超えたりすることとかというのはあり得ます。ただし、報告義務としましては1時間平均という形になりますので、平均値を必ず超えないようにという形で、見つけたらすぐ警報が出るので、オーバーすると警報が出るので、すぐに対応してもらって、ぐっとまた抑えてもらおうと、そういった形です。

そちらの運転の方法に関しては、何が原因かによって操作方法が変わってくるので、例えばCO2がぐっと上がってきた。じゃあ空気をちょっと多く送って、一酸化炭素の濃度を下げたりとか、要するに不完全燃焼が起きているわけなので空気が足りないという判断で、空気を多めに入ると。そういったような対処をして、すぐに警報も出して、すぐに運転員にそういった操作を促すような、そういう焼却システムとしております。

○2番（清水満男君） ありがとうございました。

○委員長（清水兵庫君） 次に、中村委員の質問になりますが、数が多いため、1問ずつの質問に対し

での回答をお願いいたします。中村委員。

○9番（中村賢次君） 市民の皆様から質問を16問いただいているのですが、清水委員の先ほどの質問の中に重複するところもありますので、重複している部分は割愛して質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに1、産廃焼却施設を計画、申請するために、檜原村役場と二、三年前から協議を設けていると思いますが、申請に至るまでの時系列を説明してください。また、その際の議事録は御社内及び檜原村役場に残っていますか。お願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。

檜原村役場との焼却炉建設に関する協議は、東京都が許可権者ということもあり、東京都の判断によるため、東京都とのやり取りの報告は随時させていただいていましたが、議事録はありません。

チップ工場建設に伴う笛吹自治会の説明会で初めて将来焼却炉を建設したい旨を公表いたしました。2019年5月15日です。

チップ工場に伴う道路拡張工事の相談時に、建設可能か、調査報告程度を行っております。環境アセスの結果が出るまでは建設できるか分からないため、その間に関係各所を回り、建設可能かを調べ、報告程度を行っております。

建設は可能と分かりましたが、生活環境影響調査をクリアしないと建設はできないため、申請書の作成を始めた旨、報告程度行っております。

東京都と事前計画の進捗状況などを報告程度行っております。

生活環境影響調査報告書のたたき台が2020年9月30日にできたことから、東京都に生活環境影響調査の協議ができる旨を伝えました。申請書がおおむね出来上がり、受理する前に、法令上の住民説明会を人里自治会で行うため、住民への説明会の招集の方法、会場の借り方など、相談しました。

いずれも東京都が許可権者のため報告程度の打合せであり、議事録は存在していません。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員。

○9番（中村賢次君） 次の質問を行います。

2、村内各地域での説明会の議事録を6月中に提出すると言っていましたが、作成はできていますか。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

提出が遅くなり、大変申し訳ありませんでした。7月29日付で檜原村に提出いたしました。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） できているということですが、住民の皆さんがこれを見たい場合には、どういうふうにすれば、村に言えば見られるわけですか。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

それは檜原村の生活環境課に提出していますので、そちらに申し入れて見られると思うのですが、村の運営方法はそこまで弊社は存じておりませんので、村にお任せしております。

○委員長（清水兵庫君） 次の質問をお願いします。

○9番（中村賢次君） 3番目です。申請書類に記されている水の利用方法を、住民説明会では計画を変更する旨の発言をしていますが、東京都に正式に計画変更の申請はされていますか。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

場内雨水の処理方法の変更を計画しておりますが、正式には今現在相談しておりません。住民説明会及び東京都への意見具申で既に審査会の先生方は知っております。東京都も承知しておりますので、その変更も兼ねての審査になる予定です。冷却水の確保に関わる件ですので、総合的に、それも含めて審査となります。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 再質問。

変更にあたって、現在、井戸の試掘調査をしているように伺っていますが、その調査の結果はいつ頃判明するのですか。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 事業者任せですので、急ぐようには言っておりますが、9月末か10月にはある程度回答が出てくると思っております。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 結果が出ましたら、すぐ提示していただけるようお願いいたします。要望です。

○委員長（清水兵庫君） 回答はありますか。どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） それは議会にですか。村にですか。どちらに報告すればよろしいでしょう。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員。

○9番（中村賢次君） 村も議会も、できれば一緒にお願いしたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 回答をお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 分かりました。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員。

○9番（中村賢次君） 4番は水関係ですので、割愛します。

5の武蔵村山市の焼却場への産廃持込み料金は、キロあるいはトン当たり平均幾らでお仕事をされているのでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 武蔵村山市の弊社工場では現在、可燃物を35円から50円パー・キログラムで受けております。

○9番（中村賢次君） 分かりました。次の質問です。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 6、7、8、9を一括して質問いたします。

檜原村住民の圧倒的多数は産廃焼却場建設に反対ということですが、この認識は持っていますか。そして、住民がなぜ反対しているのか、その理由などについて貴社はどのように分析していますか。また、村議会も全会一致で反対決議をしましたが、これを重く受け止めているとの話を間接的には聞いていますが、今後どのような判断を下し、実行していくのかが問われていると思います。いかがでしょうか。

そして、圧倒的多数の住民が反対しても、都から認可が下りれば建設を進めるお考えですか。

それとは別に、申請を取り下げる検討はどのような状況のときにするのか、もしお考えがあるよう

でしたらお示ししていただきたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 6から9番まででよろしいですか。

檜原村の圧倒的多数の住民反対に関しては、大変本当に重く受け止めております。住民の方々の反対理由につきましても、大きく2つあると分析しております。本計画がだまし討ちではないかということ、焼却施設建設による檜原村の環境への影響についてです。

1、本計画の住民への説明や申請手続の流れがだまし討ちではないかという御意見については、弊社といたしましては、1番、まず計画を立てました。焼却施設や廃棄物中間処理場の建設の計画ですね。遊休地で何をしようかという計画を立て、2番目、関係各所調査、廃棄物関係各所、自然環境、建築、消防等を調査してまいりました。3番、生活環境影響調査で、現地調査で約1年、分析で約1年かかりました。4番、資料としまして東京都への資料作成、これは焼却施設の資料を作るだけでも1年以上の事前相談を行いました。これらの内容がそろい、東京都が申請を受理していただく手はずが整ったことで、近隣住民への説明会を開催する段階になったという認識であり、説明材料が整っていない段階では何の説得力もなく、説明会ができるような状況ではないと判断しておりました。

また、説明会の開催時期については、コロナ禍の緊急事態宣言の最中でもあり、予定より3か月ほど遅れて2021年11月27日に人里地区で開催いたしました。社会的状況とはいえ、説明が遅くなってしまったことは、弊社としても本意ではございませんでした。そして、この説明会まで焼却計画について知らされていなかった、間伐材の木チップ製造工場だけの運営だと認識していたという住民の方々の御意見についても、前述した焼却施設の計画と資料がそろっていない段階では説明会ができなかったことを御理解いただきたいと思います。

2番、環境への影響について。檜原村の皆様がこの大自然を大切にしていることは実感しております。私もこの大自然は大好きです。これらの自然が村の観光資源となっていることも理解しております。観光資源、アユ、風評被害への影響は生活環境影響調査より基準値を大きく下回っており、自然環境への影響は最小限であります。

ダイオキシン類の大气影響について御心配の声をいただきますが、調査結果は、現況測定値がこの檜原村では0.0074から0.0079ピコグラムティーイーキュー・パー・立米です。以降、分かりづらいので単位は省きます。檜原村大気測定所の2018年度の平均値は0.0085に対し、本施設設置後の予測結果は年平均値で0.00925と微増であり、日本の環境基準である0.6を100分の1.5と大きく下回っております。

参考までに、東京都が2021年に測定した都内のダイオキシン類の調査結果によりますと、ホームページを見てもらえばこれがプリントアウトできますので、皆さんにぜひこれを見てほしいのです。2021年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について。例えば東京都葛飾区鎌倉調査地点で0.023、江戸川区春江町局で0.020、立川市錦町で0.013という結果が公表されています。工場や商業施設の多い都内や繁華街でのほうが、多少数値は高いものの、環境基準値の0.6を大幅に下回っております。弊社の2倍以上の焼却施設を保有している市区町村です。

また、施設からの排水はなく、懸念されている汚染水は河川放流いたしません。

さらに、トラックの運搬は交通量の少ない平日においても全交通量の7%程度のため、影響は少ないものと考えられます。また、運搬時間は生活時間を考慮し、檜原村との協定を結ぶことを相談させていただければと思います。

なお、住民説明会でも説明させていただきましたが、焼却炉に関する車両台数は5トン車6台、10

トン車7台、合計13台を平日で考えております。70台も走りません。それ以外の破碎に関する車両で4トン車3台、10トン車5台、8台を計上していますが、これはほぼ入ってこない想定しています。間伐材だとかそういう車両に関しては、檜原村の林業の方々が入ってくるかなと想定して4トン車3台、10トン車1台を計上して、4台を平日は計上しています。焼却に関する車両台数は1日13台程度しか考えておりません。それ以外は、12台は普通の従業員の乗用車を計上しています。それで平日37台と計画には書いてあります。ここの説明が、弊社が悪いのかうまく伝わらないのが現状で、皆様にいろいろ心配されていると思うのですが、焼却に関しては13台程度で平日は考えております。

原則、本事業は東京都の許可が前提となります。許可が出た際には、住民の方にできる限り事業に関して御理解をいただく努力を継続し、実行していくこととなると思います。

参考までに、東京都が都内の決められた場所でダイオキシン類のモニタリングを毎年行っており、その結果が公表されていますので、そのアドレスを示しておきました。

8番、東京都の許可をいただいた段階で檜原村と協定の協議を開始し、檜原村や皆様との歩み寄りができればと考えております。その後、建設開始を計画しております。

9番、今回の事業計画は弊社にとりましても創業以来の大規模事業であり、基本的に審査中の取下げはいたしません。社運をかけております。東京都及び専門委員会の先生方の厳正な審査の上、本計画が不許可となった場合は、檜原村での焼却事業を取下げいたします。

弊社としましては、東京都の許可を得るために日々邁進しております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 細かく聞きたいところなのですが、次の方の質問が残っていますので先に行きます。

10番の質問です。将来、檜原村のじん芥収集事業も受託したいという希望は計画の中にありますか。

○委員長（清水兵庫君） お答え願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

この御質問の意図がちょっと分かりかねるのですが、檜原村のじん芥収集事業については、現在計画はしておりません。万が一、将来御依頼をいただいた際には、積極的に検討はいたしたいと思えます。

また、前述した協定内容にもよりますが、檜原村の災害時に発生した災害廃棄物については、行政との連携で速やかに撤去し、地域環境の改善に迅速に努めていきたいと考えております。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） ありがとうございます。

次に11番から15番までなのですが、水に関係することですので、先ほど清水委員のほうからの質問と重複しますので、こちらのほうは省かせていただきます。

次に16番ですが、今回の事業計画の中では、産業廃棄物と一般廃棄物の焼却量はどの程度の比率で計画していますか。

○委員長（清水兵庫君） 社長、どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

産業廃棄物が7割、一般廃棄物が3割を計画しております。

○9番（中村賢次君） ありがとうございます。

今までは住民の方から寄せられた質問事項を私が代わりに質問させていただきました。

次に、私個人としての質問でございます。2点お願いいたします。

前回お越しいただいたときの社長の答弁の中に、産廃焼却施設について、これは檜原住民に限らず、どこの地域に限らず、全国民が思っていることと思います。このような施設はどこかには必要と分かっている、我が家のバックヤードには、この大都会の中には、この住宅街の中には、この大自然の中にはという意見になるでしょうというお話がありました。私も産廃焼却施設がどこかに必要なことは十分理解しています。自分自身もごみを出さずには生活が成り立たないと考えています。

しかし、市区町村を念頭に考えたとき、それぞれの自治体にはそれぞれの役割があると考えています。檜原村は93%が山林です。これはどういうことかといえば、この山林が毎日酸素をつくり出し、都心部に酸素を供給しているのです。これだけで檜原村は十分都民や社会に対して大きな貢献をしていると私は考えます。その檜原村に産廃焼却場が建設されるということは、幾ら近代的で公害の出ない焼却場であったとしても、それは檜原村に、私の考えとしては死を宣告されているようなものです。ごみ処理と自然環境の調和、共存共栄を武器にエコツーリズムの推進とおっしゃっていますが、私はそれはかなり無理があると考えます。御見解をお聞かせください。お願いします。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。

実際、非常に困難であると思います。なぜなら、全国でも、全世界でも、あまりないからです。私どもが知り得る限り、国内でこのような試みは耳にしたことはありません。そうした意味で、チャレンジすることも重要かと思えます。

これから先々、全国どの地域でも焼却炉問題は発生します。今回建設する最先端の焼却炉は、そのような焼却施設の課題の手本になる可能性があります。今回建設予定の焼却炉は、環境負荷低減の施設であり、自然環境にも配慮した施設です。そのような焼却炉が、このような自然豊かな場所でも稼働可能であることを知っていただくよい機会だと思います。

先ほどもダイオキシンの量を言いましたけれども、0.023ぐらいが東京都の平均値でありながら、この檜原村に焼却炉を建てても0.00925です。大きいことを言うかもしれませんが、廃棄物を直視することを始めないと、SDGsも、環境問題も、不法投棄も、環境汚染も、何も解決しない世の中が続くと思っています。ごみ、廃棄物への意識を少しでも前向きに捉え、自然環境との共存を考えていくことができる施設にしてまいります。そのような観点から、エコツーリズムに弊社の施設を御活用いただけるのではないかと考えております。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 再質問というより私の感想なのですが、環境に配慮した、全国に例のないような施設になるというようなお話ですけれども、私の考えは、こういうような田舎が、そういう先進的な工場とかがない地域があってもいいのではないかとというのが私の考えです。それだけ伝えさせていただいて、今の答弁は結構です。

私個人の2点目です。産業廃棄物処理施設の建設を計画している旧檜原苑跡地周辺及び森沢を上流約2キロメートル、地質・地形の専門の大学の先生に調査していただきました。私も一緒に同行させていただきました。調査していただいた結果、旧檜原苑裏山は非常に土砂災害の危険性が高いということです。過去に複数回土砂崩れの痕跡があり、小さい断層も見てとれ、過去にはずれが生じている痕跡もあるということでした。

私ごとではありますが、あそこに旧檜原苑があったときに25年ほど勤務していました。思い起こせばその間、二、三回、台風等の大雨で、裏山から施設の裏に土砂が流れ込んで、1メートルほど堆積

し、そのとき男子職員総出で一輪車で運び出したことが記憶にあります。

森沢についても、過去の長い年月の中で度々上流から土砂が流出し、その痕跡として沢の至るところに2メートル、4メートルの岩や岩石が点在しているとのことでした。今になって思うことですが、介護施設があった期間に大きな災害に見舞われなくてよかったと、つくづく私は思っているところです。

そこで伺います。旧桧原苑跡地を産廃焼却場建設の候補地として決定したとき、地形や過去の土砂流出等について十分な聞き取りや調査を行ったのでしょうか。お聞かせください。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 弊社の敷地については、可能な限り調査を行っております。ボーリング調査、地盤調査、斜面のボーリング調査など、砂防ダムを現在計画しています。それらも全て設計者とともに東京都建設局と綿密な打合せをしております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 砂防ダムの建設計画ということですが、砂防ダムというのはちょうど計画地の裏にある水が流れているかいないような沢でしょうか。お答え願います。

○委員長（清水兵庫君） 比留間社長、答弁願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） その部分を計画しております。

○委員長（清水兵庫君） 再々質問をどうぞ。中村委員。

○9番（中村賢次君） 専門的に言っては分からないと思いますが、幅がどのくらいで、基礎がどのくらい深くとか、厚みはどのくらいの規模になるのか、その辺のところはもう数値として出ているのでしょうか。ダムの擁壁の。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 今、それは計画中でして、まだ具体的な大きさまでは出ていませんが、あそこに建設することは決めております。

○9番（中村賢次君） ありがとうございます。終わります。

○委員長（清水兵庫君） 昼食の時間ではありますが、比留間運送株式会社さんが、再度、檜原村に来られる時間がないとのことですので、比留間さんの御厚意により、このまま会議を続けさせていただきます。

続きまして、浜中委員、どうぞ。

○8番（浜中由造君） 私の場合、1番でございます。先ほど清水兵庫委員からありました雨水に対してなのですが、重複するところがあると思いますが、よろしく願いいたします。

敷地内における雨水の処理方法の答えとして、計画を変更し、排水を処理して、雑用水に利用する中水設備の導入を挙げ、東京都に報告、今後協議するとし、上水使用量は減らす計画にしますが、具体的な計画内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） まず、屋根の雨水は地下水槽に貯水し、焼却施設の給水に利用いたします。それ以外の雨水は、敷地の周囲に側溝を設置して集水し、浸透枡で地下浸透を計画していましたが、雨水の処理に浸透枡を利用する計画でも、施設の設計上、河川が汚染される可能性はないと想定していたためです。しかしながら、住民説明会等を通し、住民の皆様からの不安の声もあ

り、計画を変更したいと考えております。

お答えします。具体的には、場内雨水を集水し、中水設備を導入して、雑用水とします。焼却施設の給水及びトイレ等の生活水として利用する計画です。雨水処理計画の変更は東京都にも報告し、今後協議いたします。これにより、施設内の生活用水、上水使用量も減らす計画にいたします。

また、過去10年間の檜原村年間平均降水量を調査しました。中水施設を導入するなら、同時に冷却水にも利用できるかと判断しております。

先ほどの清水先生の質問も、この回答で一緒とさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 浜中委員、どうぞ。

○8番（浜中由造君） では、それに基づきまして、再質問という形でさせていただきます。

本当に先ほどの計画で冷却水の確保が一番の課題だということ認識したというお答えがありましたけれども、非常に本当に大切なことなので、一番ではないのですけれども、これをまず基本的に考えていただければと私は思っております。

この中に、具体的に中水設備の導入を計画しているということがありましたけれども、私は水の資源利用として、有効活用としては非常に評価したいというか、これはぜひ進めていただければとは個人的には思っていますけれども、10年間の年間平均降水量をベースにしたということですが、もし間違っていたら御指摘していただきたいのですけれども、檜原村の年間平均降水量は1,676ミリ、換算すると1か月に140トンぐらい、月によってばらつきがあると思いますけれども、そうすると1日312トン使用されるということですが、雨水を利用したとしても、やはり百七十数トン、残りというか、出てきますけれども、あとは井戸水とか湧き水とかを使うということですが、果たして計算上、あくまでも上水は使わないということですが、非常にその点は疑問に思うのですけれども、もし足りないとなった場合には上水を使う可能性はあるのか教えていただきたいのが1点と、これは中水設備ということですので、公的機関による水質基準、または処理装置の整備などについていろいろ課題があると聞いておりますけれども、その点について、2点、再質問でお聞きしたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 比留間社長、どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） まず、中水設備についてお答えします。

弊社の瑞穂町にある積替・保管施設、こちらで実はもう中水設備が入っておりまして、場内に降る雨を中水に変えて、その施設はもう既に稼働しております。その中水に関しましては、洗車をしたり、砂ぼこりが立たないように常に水をまいたり、散水したり、そういう利用をしております。そういう実績もありますので、そういう中水設備をつくらうと考えております。

今回、弊社の敷地と場外雨水も含めまして、面積当たりの計算をしています。それによりまして、今、古い図面なのですが、ボーダーラインは下の1か月平均7,800トンという水の量を使うことを計画しています。それらをオーバーしてくるのが5か月あります。その5か月間に関しましては、なるべく場内雨水の中水から冷却水を取っていかうと考えています。ただし、1月、2月と11月、12月、こちらは雨が降らないと見えていますので、こちらに関しましてはやはり井戸水を計画しております。ですので、今現在、井戸水の調査を始めましたので、一応そういう計画でいます。

中水に関しましては、ゼロからこの敷地を造っていくものですから、中水設備は十分稼働可能と考えております。

上水を使うかどうかという質問なのですが、基本的には原則上水は使わないと判断しております。



水の確保量も、後ほどの質問でも出てきますが、地下水槽1,000立米の水槽を造りますので、でも、地下水槽ももしかするともうちょっと大きくするかもしれませんし、井戸水がどれぐらい出るかにもよってきますので、それらをトータル的に考えまして、やはり水は大事ですので、その計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（浜中由造君） 水質基準とかそういうお答えがなかったのですけれども、それはまだ分からないということでもよろしいですか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 地下水と中水の水質基準ですか。

一応焼却炉メーカーのほうで冷却水に使う水の水質基準を決めておりますので、その水質になるように調整しますので、そこは心配しておりません。

以上です。

○8番（浜中由造君） 分かりました。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。

次の質問に入るわけですが、先ほど私のところで、今、社長が申された調査を始めましたというところで、私はこういう質問をして答弁漏れに気がつかなかったものですから、井水についての調査をしているのでしょうかということで、したとすれば、どのような結果になりましたかというところが答弁漏れになっていますので、次の質問に入る前にお答えいただけますか。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 先ほど中村先生からも同じ質問があられたと思いますので、今、井戸水について調査をしていますので、その結果が出次第、議員の先生方と村に報告いたします。よろしいですか。

○委員長（清水兵庫君） 結果がまだ出ていないということでもよろしいですね。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） まだ出ていないです。

○委員長（清水兵庫君） 分かりました。一応答弁漏れであったものですから。

続きまして、松村委員の質問です。松村委員につきましても、1問ずつやっていただきますようお願いいたします。松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 松村です。

12時を過ぎたところで、そのまま継続をしていただくということで、ありがとうございます。

私のほうで質問を多々通告させていただいているのですけれども、幾つか省いていきたいと思しますので、まず先に住民の方からいただいた質問からさせていただきたいです。

こちらは冊子の18ページの一番下段です。質問2、2)よりと書いてあるところ、こちらから質問させていただきます。こちらに関しましては私のほうで再質問を予定していませんので、1、2、3をそのまま朗読いたしますので、社長のほうにはその後、回答を一括していただきたいと思います。

では、読み上げます。1、東京都の審査により建設稼働不許可が出た場合、諦めるとおっしゃられました。不許可の場合、計画地では代わりにどのような事業を行う予定でしょうか。

2、ミニアセスの交通量の現地調査期間が、これは期間という字が少し間違っているのではないかなと思うのですが、期間は多分時間のほうの期間です。2日間だけで評価できるとは思えない。その他の環境調査も実際に行ったのは数日なのに、住民説明会の資料には1年以上調査と書いてありますが、これは虚偽の内容ではありませんか。

3、資料には共存共栄とあるが、村民の大半が反対しており、共存は不可能と思うが、そこはどう考えているのか。

以上、お願いします。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 1番について回答します。不許可の場合は計画を中止いたしますが、今のところ東京都からの許可を得るために邁進しており、焼却事業のみを計画しておりますので、代わりの事業は検討しておりません。

2番については、環境管理センターの斉藤様より答えます。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○株式会社環境管理センター（斉藤文夫様） 環境管理センターの斉藤でございます。

交通量の現地調査は、交通量が多いと想像されます行楽シーズン、かつ国土交通省の道路交通センサス、いわゆる全国一斉交通量調査が実施されている秋季、秋において、平日と休日、土曜日に分けて実施いたしました。

住民説明会で配付した資料には、現地調査は2018年7月から2019年2月にかけて行いましたと記載されてございます。

以上でございます。

○委員長（清水兵庫君） 比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 3番について回答します。非常に難しいかなとは思ってはおりますが、弊社が計画する5つの地域貢献を実施することで、村民の方々の理解を少しずつ得ながら、共存できるよう努力いたします。

1、前述したエネルギーの利活用による新規事業の立ち上げ等を実現し、地域活性化の推進に寄与いたします。周辺住民や事業者との協業、地場産業の活性化を図りたいと考えます。

2、弊社の事業を通じて、災害廃棄物への迅速な対応を含む周辺地域で発生する廃棄物処理をもって地域環境の保全、改善に取り組みます。

3、地域活動への参加や交流を通じて、地域に開かれた企業を目指します。

4、新しい雇用を創出し、それを維持いたします。

5、有意義な事業活動をもって収益を上げ、村への納税により地域社会の活性化に貢献いたします。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。

では、13ページに戻っていただきまして、私のほうの通告した質問を続けたいと思います。

こちらに関しましても18項目通告させていただきましたが、幾つか割愛をさせていただきますので、その旨、御承知おきください。比留間さんに関しましては、たくさん答えを用意していただいて、説明は私のほうでも把握しておりますので、それに関しましては大変ありがとうございます。

では、まず質問なのですが、2から入らせていただきます。1,000立米、1,000立方メートルの水槽は縦覧資料に示されていますか。また、想定される水槽の寸法をお示ください。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） 松本設計の阿部です。回答いたします。

計画している地下水槽は記載しておりますが、1,000立米という容量は示しておりませんでした。水槽の記載は設置許可申請書類3-3に添付されている図面、敷地配置計画図に、水槽（プラットフォーム下）と示しています。現在想定している寸法は、深さ3メートルの区画、6メートルの区画、2か所あるのですが、3メートルの区画は18.9メートル掛ける6.0メートル、また、12.4メートル掛ける

10.6メートルの部分が735立米になります。6メートルの深さの部分が7.9メートル掛ける6メートル、約284立米になります。合計すると1,014立米となります。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） では、こちらに関しまして、まず再質問の1点目をさせていただきますが、計画書には記載がなかったということなのですが、1,000立米というのはいつ決められたのでしょうか。そちらをお答えいただきたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 一番最初から、可能な限り地下水槽を大きく取ってくれという計画でいます。弊社の伊奈平工場、入間工場、瑞穂工場もそうですが、全工場、地下水槽を持っております。水を再利用する、そういう散水をするだとか、地域環境にはこりが舞わないような努力をするために地下水槽というのを設けておりますので、最初からその概念がありますので、最初から計画しております。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） では、再々質問をさせていただきますが、これはお聞きの皆さんにも想像していただきたいのですが、平面で考えたときに、大体大きさが今、答弁いただいたものではなくて、補足のほうの計算結果からなのですけれども、およそ291平方メートルの広さになります。これはどのぐらいかというと、テニスコートより一回り大きいぐらいの大きさです。本会議場、高さが3メートルと6メートルなので、一番高いところでこの天井ぐらいですかね。低いところで、この半分の茶色い部分ぐらいまでの高さで、この議場の3分の2ぐらいの大きさの水槽をプラットフォームの下に空洞として掘るということになっております。

まず、このプラットフォームは多分構造物がない平らなところなのではないかなというふうには私は理解しているのですが、そのプラットフォームに占める面積の割合です。どのぐらいの割合になるのか、こちらのほうをお示してください。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） 全体容量のうちどれぐらいがプラットフォームの下にありますかという御質問ですか。

○5番（松村哲朗君） 質問の趣旨としては、プラットフォームの面積があります。面積があつて、地下に水槽を用意した。高さを全部勘案して、大体テニスコートぐらいの大きさの広さになるわけですが、そのプラットフォームに占める水槽の面積の割合です。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） 丸々下を使います。

○5番（松村哲朗君） 水槽は同じぐらいということですか。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） はい。

○委員長（清水兵庫君） きちんと答弁願います。どうぞ。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） お答えします。

プラットフォームの下を丸々水槽として利用します。

○5番（松村哲朗君） 承知しました。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 次は大きく飛びまして、8番に移っていただきたいと思いますが、8番、排熱利用につきまして、武蔵村山の伊奈平工場ではどのような取組をしていらっしゃいますか。

○委員長（清水兵庫君） 比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 弊社の伊奈平工場で稼働する既存の焼却施設は焼却規模が小さいため、排熱利用はいたしていません。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。排熱利用はしていないということです。まだやったことがないということですね。これは森田委員の一番最初の質問に対しても、さんざんいろいろと排熱利用に対して御提案をいただいていることと思います。ただ、絵に描いた餅という表現を社長様もしていらっしゃいます。住民説明会でもこの排熱利用を訴えていらっしゃいますけれども、これの実現可能性ですね。排熱利用を今までやったことがない中で、今後、檜原村の焼却施設ではできるのだというところの実現可能性についてのお考えを示していただきたいと思います。それに対して、企画立案とかをここにいらっしゃる皆さんにも関わっていただきたいというふうな発言が先ほど社長様からありましたが、村施策として御提案があるようでしたら、私どもも喜んでそちらには参加したいと思います。企画立案に関しては、一個人として御相談を受ければあれですけれども、お答えすることはできないというふうなことを付け足ささせていただきたいと思います。焼却施設の排熱利用の実現可能性に対する考え方、これをお答えください。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長、どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 一番最後のところが聞き取れなかったので申し訳なかったです。

排熱利用に関して弊社としては初めての試みというのは、それは事実です。このような100トン級の焼却施設を全国に建てているアクトリー様、ほかの焼却炉メーカー様、いろいろな試みをしております。その排熱利用を、弊社は、これはいいのではないかと、あれもいいのではないかと、こんなこともできるのではないかとという提案を先ほど一番最初の答弁のときに書かせていただきました。

ただし、弊社の中間の会社でも、排熱利用でハウスに温水を送って、ハウスの中の温度を一年中キープしているのです。そこでミョウガを作っています。普通のミョウガの大きさが5センチとしたら、そのミョウガは10センチ、15センチぐらいのミョウガを作っています。それが今、デパートに並んで高級ミョウガとして売られています。あとは、高級魚を育てている会社様もあります。マンゴーとかあいう果物を育てている会社さんもあります。排熱利用をどうやるか。結局、弊社だけではできないことかなと思っております。

弊社があそこの場所で焼却施設を建てた暁には、皆様も、この檜原村がどう活性化していくのかとか、うちで出せるエネルギーは提供できると思っておりますので、その歩み寄りとか話合いというのは、10人集まれば10人の知恵が来ますし、私どもではそういう知り合いの会社様から勉強させていただいて、こんなことをやりませんか、あんなことをやりませんかというのは提案はできていると思っています。

フグの養殖とかも研究されているアクトリーさんですから、海にいないフグであれば肝まで食べられるという、そういうところまで今、たどり着いていますし、いろいろな可能性というのはあるということを経験した餅で書いている次第ですが、やはり地元の方々と、土地もそうですし、どこまで配管を引っ張るとか、どういうことをやりたいのかとか、そういう話合いをしていけば、そういうのは実現していくでしょうし、ただの絵に描いた餅で終わるかもしれませんし、逆に議員の先生方、松村先生とかが先頭に立って、こんなことをやろう、あんなことをやろうというのは非常にうれしいこと

かなと思っております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。御社だけでは排熱利用は実現できないということを確認させていただきました。住民ですとか、その辺りの協力が必要だということですね。

続きまして、飛んで11番に移りたいと思います。11番です。エコアクション21を本施設でも適用予定とのことですが、把握すべき項目である二酸化炭素排出量ほどの程度を見積もっていらっしゃいますか。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 二酸化炭素排出量は、年間で2万5060トンCO2と想定しております。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。年間で2万5000トン出るということですね。先日、檜原村議会の9月2日の本会議において、清水満男委員、その場では議員ですね。質問の中で、村の今のCO2の排出量の答弁がありました。どうやって減らしていくのですかという内容の質問だったのですけれども、2013年が1万4352トンです。もちろん年間です。2018年、どのくらい減らしましたかというところで、1万2551トンという答えがありました。5年間かけてようやく1,801トン減らしたというのが村のほうからの答弁であったところです。

このCO2排出量、村においては1位が車両だと言われております。車から出る排気ガスのCO2、これが一番多いということを村のほうは認識していて、2018年で1万2500トン、村全体で出ていますよというふうなことが村から示されたところです。

今の社長様からの答弁だと、プラントと建物で2万5000トンなので、ここにプラス車両が入って、さらに増大するということが思われますが、どんどん減らそうという施策を村でもやっておりますが、一気にこれが3倍以上に増えるわけです。村の中のCO2排出量。これを村に対してどのように説得をしていくのか、あるいは伝えていくのか、その辺り、御社のお考えをお示してください。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 二酸化炭素に関しましては、経済産業省の計算方法で捻出しましたので、これぐらいの量はあると想定しています。出ることは出ることでもう事実なので否認ませんが、それ以外の熱エネルギーを使ってどういう新しいことを想像していくかだとか、そういうことも考えております。総合的には考えて、村全体としては増えてしまうことは増えてしまうと思うのですが、増えることは事実として認めますとしか今のところ回答できません。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。

では、次、飛びまして13に移りたいと思います。13は、ウッドチップ事業と廃棄物中間処理事業は別なものですが、縦覧資料の車両計画などにおきましては混同しているように見えますが、これまでの計画や将来の計画では同一の事業となっているのでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 我々、廃棄物の中間処理工場を造る際には、同一敷地内におけるものというのは全部くくられてしまうのです。51条施設だとか、15条施設だとか、そういういろいろな法律でくくられてきますので、ウッドチップ事業も含めてという事業展開になっていくと考え

ております。

13番に回答しますと、ウッドチップ事業も含めて、焼却施設と併せて弊社の檜原工場に出入りする車両で環境アセスを調査しております。また、間伐材のウッドチップ事業のほかに産業廃棄物として入ってくる木くず、丸太、樹木等も破碎できるように、廃掃法の施設設置許可を取得する計画でいます。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） では、今設置しているチップパー、破碎機をそのまま産廃の処理のほうに使っていきたいというふうなことに聞こえているのですけれども、こちらの計画、取得する計画というふうにあります。いつからこのような計画だったのでしょうか。ウッドチップをつくるために機械を設置したのか、あるいは産廃の処理のためにウッドチップの機械を設置したのか、そちらのほうのお考えをお聞かせください。

○委員長（清水兵庫君） 答弁願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） そもそも一番最初にウッドチップの話から話がどんどん進んでおります。ウッドチップの破碎機も、もともと檜原村で計画していた破碎機のメーカーを弊社は採択したというか、そういう話がもう来ていましたので、そのメーカーを選んだ。それ以外のメーカーは選ばなかったというか、最初からあのメーカーだったのです。

あのメーカーを入れることで、丸太ごとチップパーにできる非常にすばらしい機械だというのは、弊社も実感しております。

あの機械があれば、我々は今まで間伐材のチップ工場を始めた頃はなかったです。初めて今回やっております。ただ、間伐材の木と産業廃棄物で出てくる伐採された木と、何が違うのですかということころなのです。我々から見たらですよ。間伐材であればバイオマス発電だとか、あの丸太は我々は購入していますので。でも、廃棄物処理でも同じような木が出てきます。その木が、せっかくあの機械があって、破碎できないのはもったいないなとは思っております。

ちょっと話がうまく伝わらないかもしれませんが、ウッドチップ事業のほうが最初です。その後に、先ほどからもいろいろな先生方の質問に答えています。あそこの遊休地で弊社として何ができるかはずっと検討してまいりました。その中で焼却施設が建設可能であるということで、今回、申請に至るわけですが、それ以外にあの木チップパー機械がありますので、それを産業廃棄物の破碎チップとして許可をもらおうとも考えております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ありがとうございます。

時間がたくさんかかって申し訳ないのですが、あと3問やらせてください。14に移らせていただきます。檜原村議会では、猛禽類等の生物の保護について意見書を提出させていただきましたが、調査を行う考えはないという回答でした。村議会の意見書について、御社ではどのように協議されたのでしょうか。回答のほうでいただいている内容が、前回の会議で御答弁いただいた内容と全く同じなので、村議会の意見書について協議をされたかどうか、こちらだけお答えください。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 協議はしました。ただし、東京都と相談を行った結果、この回答書と一緒に、旧桧原苑跡地の造成地に施設を設置するものであり、直接自然環境を改変すること

ではございませんので、猛禽類の調査はしないと判断しました。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） では、17に移ります。17番が、重油や廃油を扱う上では、爆発事故、これは実際の事例がございまして、2017年3月17日の茨城県での事故、こういった可能性もあり、また、建屋の火災が大きくなれば、山林に引火する可能性は十分考えられますが、改めて山林火災に対するお考えをお聞かせください。

これ、重要なのは対応です。私も消防団員として活動しておりますが、我々消防団などがどうやって御社の火災に対応していくのか、こういったところとも連携してくるので、ぜひ具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○松本設計ホールディングス株式会社（阿部大輔様） 松本設計です。回答いたします。

建屋の火災につきましては、ごみピットは赤外線センサー搭載の監視カメラを設置し、水噴霧で消火を行います。事務所には屋内消火栓、ガス消火設備、屋外に粉末消火設備を設置いたします。これにより迅速な初期消火ができると考えております。

また、建屋は鉄筋コンクリート造の耐火構造であり、火災が終了するまでの間、外への延焼を防止する性能を備えております。これらの消火設備、建築物の構造については、この地域に建築することもあり、秋川消防署の厳格な指導の下に計画をしております。

さらに設備に加えて、緊急時対応マニュアルを作成し、従業員に対しても消火訓練等を定期的に行います。

被害の収束に努めます。万が一、近隣火災が生じた場合は、地下水槽1,000立米の水を防火用水として、地元消防と協議し、連携が取れるような体制も検討しております。

落雷など自然環境による山林火災は危惧されていますが、御心配いただいている弊社工場が原因の山火事はございません。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 再三、前回もお答えいただいている中で、山火事はございません、あるいは、あり得ない、起きないのだというふうな回答が今回もあるのですけれども、結局そこは可能性としては絶対考えなければいけないものだと思うのです。というのは、火事は別に起こしたくて起こす方は絶対にいなくて、いわゆるヒューマンエラー、人が起こすミス、こういったものによって、私が挙げた事例ですが、いわゆる爆発事故が起きているわけです。それに対してどう対応していくのかというところが重要で、廃油を扱う中で、御社のほうが一番御苦労されていると思いますが、バッテリー等も小型化する中で、発火する、あるいはそういった事故の可能性は年々上がっていると思うのです。檜原村における火災の初期消火ですとか、人命救助の初期対応、これは消防団がまず最初に急行します。本当に火事が起きたときには、命をかけて、我々という言い方をしますが、消防団が駆けつけて対応するわけです。

ですので、火事は起きませんというふうなお考えですと、ちょっと信頼性というか、どうやって信頼関係を築いていくのかというところが非常に困難かなというふうに意見を申し添えておきます。それについて御回答いただくのは難しいと思いますので、このまま18に移らせていただきたいと思います。

18は最後です。檜原村への納税について、この場でも何度か言及をされておりますが、檜原村の事

業所で檜原村に納税できる根拠、これをお示してください。括弧として事業売上げを例えば檜原村で計上することができるのか、そういったところです。こちらを御回答いただきたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） 先ほどの17番の再質問についてお答えがあるようでしたら、それを含めて御回答いただけますか。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 17番に関して、まずお答えします。実際に先生の話されていることがごもっともかと思っております。100%ないとは限らないことだと思っております。

ただ、弊社としまして、起きる可能性がある部分に照準を当てますと、やはりごみピット内だとか、焼却施設で燃やすことを業としますけれども、それらは厳重に囲われていますので、その前段階、要は前処理破碎したときだとか、ピットの中で自然発火が起きるだとか、そこら辺の部分に関しましては秋川消防署が非常に厳しい対応をされていますので、非常に厳しい設備を導入せざるを得なくなっております。熱センサーも含めて赤外線センサーとか、そういういろいろなものを搭載して、初期消火に努められる体制をつくっております。ですので、100%ないとは言えませんが、最善の努力を設備上、構造上、全部検討を兼ねて計画している段階です。

地元消防団との信頼関係等々につきましては、弊社も武蔵村山市で事業をしていますが、消防団の方々の活躍には本当に頭が下がります。夜中だろうが、早朝だろうが、日中だろうが、みんなすごく頑張っている姿を見ております。万が一、弊社でもし火が発生して、地元消防団が出ていただくことになるときには、ぜひ力を貸していただきたいと思っております。

ただ、あの会社は嫌だから行くのはやめようかと言われても、弊社は弊社でどうにか初期消火、消しますので、弊社内でもそういう消火訓練等もしますので、努力をしていきます。

どの工場でもそうですが、我々廃棄物の会社が火災を起こすことが、我々は毎日寝られないぐらい一番怖いのです。火というのは非常に怖いので、うちの従業員も含めて、全員すごく慎重に対応してくれています。ですので、17番の回答になっているかどうか分かりませんが、17番に関しては、設備も含めて、最新鋭の設備を導入して初期消火に努めてまいりたいと思っております。

18番ですが、今現在、計上できるのは、固定資産税です。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） 今現在でというお答えですが、事業開始後も固定資産税というふうなことでよろしいですか。一応質問としては事業開始後の事業売上げということに関して触れているのですけれども、事業開始後も基本的には固定資産税だけ、あとは従業員がいるとすればその村税だけということになるのでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 御回答をお願いいたします。御答弁いただけますか。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 今現在、税理士に聞いた上で、この固定資産税という回答はしていいということだったのですが、弊社の年間の市町村民税だとかは武蔵村山市、あきる野市、瑞穂町、檜原村、入間市でそれぞれ既に納税をしておりますという回答で大丈夫でしょうか。

○5番（松村哲朗君） 結構です。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） 再々質問なので最後となりますが、これに関してはお考えがあればお答えください。

先ほど比留間社長のほうから、消防団の行動につきまして、御社だから嫌だとかそういった文言が聞こえたのですが、こちらに関しては明確に否定させていただきます。我々消防団はそういうことを



考えて選別して出勤する場所を選んでいるわけでもありません。本当に命をかけて対応しておりますので、そこに関しては誤解ないように思っていたきたいと思います。お考えがあればお聞かせください。

○委員長（清水兵庫君） どうでしょうか。比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 非常に心強い言葉をいただきまして、非常に感謝します。消防団の人たちを見ている、どんな環境下でも突進していくあの姿には本当に頭が下がります。

先ほど先生が話されたように、火事を起こしたくて起こすわけでもないし、どういう偶然が重なって起きてくるのかも分かりません。我々廃棄物業界でも大きな火災をしている事業者も見ております。ですので、さらに気を引き締めて弊社も事業をやっていきたくて思っております。非常に心強いお言葉、ありがとうございます。

○委員長（清水兵庫君） いいですか。

○5番（松村哲朗君） 結構です。

○委員長（清水兵庫君） 大分時間も押していますが、今回質問として提出はしていませんが、前回と合わせて質問があるようでしたら、あとは比留間さんがなかなかこちらに来られる時間がないようですので、ありましたら簡潔にお願いいたします。峰岸委員。

○3番（峰岸茂君） 峰岸でございます。1点だけ、質問というか見解をお願いしたいと思います。

村の9月の広報でございますが、その中に、産業廃棄物処理施設の設置については、審査の結果、基準に適合すれば知事は許可を出さなくてはならないと法律で定められていると。そして、毎日私たちが出すごみを処理する貴重な施設の一つであると同時に、環境に多大な影響を及ぼすおそれがある施設であると。それゆえ、国民の利便性と環境面との調和を図ることが必要であると。このような広報が載っております。私もこれはこのとおりでございます。

そこで質問でございますが、産業廃棄物等については、私たち村民も自分たちのごみとか、それを他の市町村のほうに出して処分をされております。このことについては全村民は承知をしていると同時に、ありがたいことだなという感じがします。そこで、比留間運送さんが今度計画している人里の施設は、先ほども説明があったように、創業以来最大規模の1日最大96トンぐらいのものを処分するというところでございますが、この量は、檜原村が出すごみの何十倍、何百倍、何千倍、それは分からないです。相当の量になるわけでございます。

さらに、東京都ばかりではなくて、先般の説明を聞きますと、武蔵村山から半径20キロになると埼玉県までのごみ等が収集されて、檜原のほうに搬入をされるという計画であります。先ほども中村委員が言ったように、住民の多くが、なぜこのようなギャップ、檜原村の出す量と違ってこんな大きなごみをなぜ檜原村で処理をしなければならないのかなということです。

それから、もう一つは、武蔵村山市の皆さんから見れば、グーグルで見ても山奥の小さな村だと思います。人口2,200人ぐらいしかいないです。東京都の62市区町村の中でも一番小さな人口。でも、郷土愛については、連帯感については、ほかの61市区町村の中でも最大、最高のものを持っていると思います。

そこで、このようなギャップのものをここに持ってくる。法律で許可になれば何でもできるということは言うまでもないことなのですけれども、ここがいわゆる住民、村民が何でという、反対する1つの大きな理由ではないかなと私は思います。

そこで当然、私が聞きたいのは、比留間さんはどのような認識を持っておられるか。先ほどもこれから住民といろいろ協議しながらとあるのですけれども、ここが大きなところのいわゆる反対運動の

基本になっているところだと思っております。どのような認識を持たれているのか、お答えをいただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（清水兵庫君） 答弁いただけますか。

要領がなかなか得なかったと思いますが、質問の内容をもう一度簡潔に言っていただけますか。

○3番（峰岸茂君） でも、以上です。

○委員長（清水兵庫君） では、比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 住民説明会でも同様の質問を多数いただいていたことが、今、集約して言っていると思えます。弊社としましては、廃棄物業69年、武蔵村山市かいわいでやっていますので、この地域、要は西多摩エリア、このかいわいの廃棄物を熟知していますし、把握をしております。ただ、本当にこの地域に大きな焼却炉が建たない今の現状が、もう皆さんは十分分かっていると思えます。本当にこの地域に民間の焼却施設は建たないのです。弊社も小さいながら武蔵村山市に焼却施設を持っています。正直申しまして昔ながらの焼却施設です。あの焼却施設を今からあの大きさの規模で建てる会社は、日本全国探してもいないと思えます。

今現在で、日本全国で一番大きく採用されている焼却炉というのは、アクトリーさん含めていろいろな焼却メーカーがいますけれども、100トン前後の焼却炉が今、主流になっております。なぜ100トンぐらい、要は大きければ大きいほどいいという数字的データも出ておまして、それは何がいいかというのは、大きければ大きいほど、環境負荷低減が非常に考慮されている焼却炉になってくるのです。ですので、先ほどダイオキシンの数値も提示させていただきましたが、東京都の工業地域とか、ああいういろいろな地域でもダイオキシン類が0.02前後で推移していますが、檜原村にアクトリーさんの焼却炉を建てたとしても、日96トンの焼却をしたとしても、0.0095なのです。それぐらいのダイオキシン、要は0.0002増える焼却施設なのです。それぐらい環境配慮されているような焼却施設に、歴史的に言うところの10年、20年、30年、50年で大きく焼却炉も進化しているのだなと把握しております。

環境アセスをした結果でも、檜原の人里地区のあそこの地に弊社の焼却炉を計画しても、環境汚染をするとは考えておりません。ダイオキシンは当然出ます。それ以外の化学物質も出ます。でも、それが生態系とか環境破壊につながるかという数値までは出ていませんので、弊社はあそこにこの焼却炉を建てても大丈夫と判断します。

科学者も多くいらっしゃるでしょうし、反対者の住民の方にもいろいろな方々がいらっしゃいましたので、そこの数字を本当に見ていただいて、これだけ環境影響評価のデータを提示しても、それは東京都の科学者が判断することで、東京都の専門の先生方、教授たちが判断することで、弊社はその数値を出したにすぎないのです。でも、その数値を見ても、この数字であれば檜原村の皆様に御迷惑をかけない環境の数値かなと弊社は思っております。

なぜあの場所なのかというのは、本当に東京都で弊社も焼却施設をもうずっとやっていますので、小さいながらもずっとやっているのです。武蔵村山市も昔は家もなく、雑木林のときから、今は隣にスーパーのダイエーさんが建って、住宅が建って、工場が建って、裏も分譲住宅になってしまったので、あの環境下で今の焼却炉では環境にはよくないのも分かっております。あそこに100トン炉が建つ部分には、環境破壊はほぼないと思っております。武蔵村山の工場にこのアクトリーさんの100トン炉が建つのであれば、全然弊社も問題視しません。ただ、それぐらい今の焼却施設というのは非常に精度が優れているのかなと思っております。ですので、西秋川衛生も森の中にありますし、それ以外

の国定公園の東京都で言うと島嶼とか、沖縄県もそうです。要はそういう地域でも100トン炉、200トン炉が建っている現状を我々も直視して、見ていただけたらと思うのです。

皆様の一般家庭から出る廃棄物は、市区町村が建てた焼却炉でできると思っております。でも、この地域のこれだけ工場があつて、会社があつて、八王子から例えばあきる野もそうです、日の出もそう、どこへ行つたつて工場はいっぱいありますね。その工場から出る廃棄物の焼却は、今現状、うちに来るか、弊社に来たとしても弊社の焼却炉では間に合いませんので、神奈川県だとか千葉県、新潟県、山形県で焼却してもらっています。その地域の方たちは、わざわざ東京からごみをうちにくれくれと言って出すわけです。新潟県の焼却施設もそう、山形県もそう、その地域で従業員が働いて、そこで業をなして、納税して、それで成り立っているその焼却施設は、本当に山の中にある焼却施設です。それでもやはり環境を害しているとは思っておりません。

環境を害していたら、この焼却炉というのは建たないのです。多少は環境を害しますけれども、それが環境基準の範囲を大幅に下回っていると思っておりますので、各都道府県知事が許可を出しますけれども、そこにはすばらしい先生方がいて、審査されて、それで弊社の焼却炉では駄目だという話であれば弊社は取り下げますし、焼却炉に関しましては撤退します。私も個人的には山が大好きな人間なので、登山もしますし、キャンプもしますし、そういうことを含めて。

○委員長（清水兵庫君） 社長、簡潔にお願いします。話がもうぐるぐる回ってきていますので。

（「今の説明では村民は納得しないよ」と声あり）

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 一応そういう環境に配慮した焼却施設ということで、あその地を選んだということです。

○委員長（清水兵庫君） 峰岸委員、どうぞ。

○3番（峰岸茂君） 簡潔にということでございますので、当然、環境基準が合っていなければ操業できないというのは、それは分かっております。法律もそのようになっている。それは分かります。ただ、檜原村は昔から山紫水明、東京の奥座敷という非常に貴重な村でございます。住民はそのイメージが落ちることについて、非常にいろいろあるということ、これを認識に持っていただきたいと思えます。法律は法律、でもそういうものが物すごく心の底にあるということを知っていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（清水兵庫君） 回答はよろしいですか。峰岸委員。

○3番（峰岸茂君） 私はいいですよ。

○委員長（清水兵庫君） 比留間社長。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 今の村民の思いは重く受け止めます。

○委員長（清水兵庫君） ほかに、ないようですので、以上で議題1）廃棄物処理施設に対する疑問についてを終了いたします。

この後については議会側案件ですので、比留間運送株式会社社長及び関連会社の皆様にはお引き取りいただきたいと思えます。

時間を延長していただき、丁寧な御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

参考人退場のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後12時48分

開議 午後12時54分

○委員長（清水兵庫君） 休憩前に引き続き開議いたします。

2) その他を議題といたします。ただいま比留間運送株式会社に対して、廃棄物処理施設に対する疑問についてということで質疑をし、説明をいただきましたが、本日の説明で疑問は解消されたと感じますでしょうか。疑問は残っていると思いますかということをもっとお聞きしたいのですが、疑問は解決されたと思う方、挙手を。いないですね。疑問はまだ残っているということによろしいでしょうか。松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 疑問点は多々残っていますが、今後また比留間さんを招致してお答えいただくということとはまた別なのかなというふうにも感じております。これは私の意見です。

○委員長（清水兵庫君） 清水委員、どうぞ。

○2番（清水満男君） 私も今日、いろいろ質問内容とかを聞いたのですけれども、何となく同じような質問ばかりが堂々めぐりしているような感じがするので、もしやるとすれば全く違った質問とか、そういうのをしていただかないと、同じことの繰り返しみたいな感じで、ただ堂々めぐりしている。そんな感じも今日結構見受けられたので、これからは再度質問事項は検討して、もしやるとすれば、やったほうがいいのかなと思っています。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） ほかに。今日、比留間さんにこの時間まで残っていただいたのは、もう檜原に来られませんということです。ですから、よほど疑問があるのでしたら文書で出して、文書で回答いただくというような手法を取っていきたいと思っています。

以後、この委員会をやっていくわけですが、先ほど清水委員が言われたように、開設するまでは見えていないといけないと私たちは思うので、委員会としては続けていきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○委員長（清水兵庫君） では、そのようにして、そのときのテーマを考えながらやっていきたいと思っています。どんな疑問がまた出てくるかもしれませんので、委員会として現場をもう一回、道路からだと十分見られますから、そういうこともしていなかったもので、現場視察をしてもいいとは思っています。皆さんがいいと、行きましょうということならば。そういうことも考えながらこれからやっていくことで、本委員会としてはそれで決定してよろしいでしょうか。峰岸委員。

○3番（峰岸茂君） 清水さんが話したように、もちろん重複するところがある。それから、質問事項を、いろいろあると思うのですけれども、やはり5項目ならば5項目ぐらいに絞って、なかなか難しいところがあるかも分からないけれども、項目は1人5項目ぐらいで私はいいいのではないかなと思います。まして今日、ちょっと時間をオーバーして、私も予定が入っていて迷惑をかけたのですけれども、質問事項が幾つもあるのではなくて、3項目では少ないかも分からない。私は5項目ぐらい以内で抑えるように。そして、あとは自分が整理して、どこが一番大事な質問事項かなというようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） そういう意見がありますが、いかがでしょうか。

今回の委員会につきましては、7月19日に比留間さんに来ていただいて、行いましたよね。そのときに時間がなくて、当初、文書で出すから文書で回答してくださいと。いいですよということなだけけれども、やはり顔を合わせないとよく分からないので、では先に質問を出しますということで、各人重なったところもありますけれども、かなり削って比留間さんには提出しております。ですから、今後は今みたいなことはないと思いますが、住民のためということも必要なのですが、住民が思っ

いたものを我々が代弁して、今日、お二方が住民の意見として比留間さんにぶつけていただきましたので、そういうことも絶対必要だと思います。ですから、今後は質問についてもそういうふうには多くは出ないと思います。今日かなり出尽くしていますので。ですから、今後はもっと簡潔にやっていきたいというふうに思っていますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

では、そのようにさせていただきます。

そのほか協議事項等がありましたら、発言願います。松村委員。

○5番（松村哲朗君） 松村です。

冒頭、事務局から収支計画書は回収しますというふうにお話があったと思いますが、比留間さんの回答のほうで、これを参考にしてくれという回答が何個もあったのですが、これに関しては、また改めて提出を求めていくことができるのでしょうか。これは一旦、もう今日は回収をして、できたらその辺を求めていただきたいというふうなことを申し添えておきます。

○委員長（清水兵庫君） 回収をするというお約束ですので、一旦回収しまして、再度、委員から提出を求めているというふうにしてやりたいと思いますので、そういうふうにしておかないと先方との約束もありますので、お願いいたします。

あと、先ほどのプールの件のコピーを私どもにくれるということでしたので、後日、事務局に来ますので、事務局のほうでコピーしてお渡しいただければと思います。

続きまして、4のその他に入ります。御意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と声あり）

○委員長（清水兵庫君） ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり、慎重に御審議いただき、大変ありがとうございました。

ここで副委員長に閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（浜中由造君） 皆様、大変お疲れさまでございました。

また、改めて慎重に審議していただき、ありがとうございます。まだ疑問な点がありましたら、いろいろまた住民から意見等を聞いて、再度また質問する形でしていただければと思います。よりよい産廃施設特別委員会にしていきたいと思いますので、皆さん、御協力をよろしく願います。

以上をもちまして、産廃施設特別委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 1時07分 閉会